

京田辺市監査公表第2号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年3月18日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 田原延行

## 定期監査等の結果に関する報告について

### 第1 監査の概要

令和3年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

#### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の対象

経済環境部及び農業委員会事務局所管の令和3年度財務に関する事務の執行（令和2年度から令和3年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

#### 3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

#### 「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。
- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。

- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等は行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 物品購入や修繕等財務事務に関する事務が適正に行われているか、また出納保管が適切に行われているか。
- (11) 補助金や助成金等の支出事務が交付要綱等に基づき適正に執行されているか。  
。
- (12) 使用料及び手数料等収入に関する事務が適切に行われているか。
- (13) 公用車（環境パトロール車及びごみ収集車等）の管理及び運行等が適切に行われているか。
- (14) 廃棄物及びごみの減量化等に関する事務が適切に行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

また、現地調査による状況確認として、京田辺市立打田集出荷場に係る現地調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（三密回避）として出席者及び時間抑制の上、監査を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 監査の実施場所

市役所庁舎4階監査委員事務局

京田辺市立打田集出荷場

##### (2) 監査の日程（実施期間）

令和3年11月1日から令和4年3月16日まで

## 第2 監査の結果

監査基準第23条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

### 1 監査の結果に関する報告

#### （1）総括的事項

監査の結果、監査の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われており、経営に係る事業の管理については、適切な管理が行われていた。

しかし、所属別に物品・役務等に係る契約手続やその事務処理において一部不適正なもの、また補助金交付手続や財務事務手続において一部不適切なもののが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、経済環境部及び農業委員会事務局内それぞれにおいて周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

#### （2）所属別事項

##### ・経済環境部

###### ア 経済環境政策推進室

- a 審議会等の会議の公開手続について、事務処理の一部に遅延が見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 隨意契約に係る事務処理において、書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

###### イ 産業振興課

- a 施設等賃借に係る長期継続契約の事務において、解除条項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- b 賃借料に係る支払事務において、支払遅延等事務に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- c 隨意契約に係る事務処理において、書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

ウ 農政課

- a 行政財産使用料や法定外公共物占用料の収入において、調定すべき時期に事務処理が行われていないものが一部見受けられたことから、使用料に係る納付の時期を見直し、適切な収入事務を行われたい。
- b 行政財産使用料の収入において、歳入予算科目の理解が不十分なものが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- c 補助金交付に係る概算払の処理において、所定の様式による支出手続がなされていないものが一部見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。また、当該支出事務に関して補助金交付に係る要綱の規定との整合がとれていないことから、交付手続及び要綱の見直しを行い、適切な補助金交付手続を行われたい。
- d 農政課が所管する事務の関係例規等において、現在の法令や事務事業の運用・目的などとの整合がとれていないものが一部見受けられたことから、関係例規等の見直しを行い、適切な事務の実施を図られたい。
- e 地元管理となっている市立農業用施設（京田辺市立打田集出荷場）について、今後の供用や管理などに関し、地元や関係団体と協議され、関係例規や財産管理手続等の見直しを図られたい。

エ 環境課

- a 歳入の徴収又は収納の私人への委託事務において、事務手続の一部に不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 墓地管理手数料の徴収事務において、事務手続の一部に不備なものが見受けられたことから、適正な事務を行われたい。
- c 環境課が所管する事務の要綱において、現在の法令等との整合がとれていないものが一部見受けられたことから、要綱の見直しを行い、適切な事務の実施を図られたい。

オ 清掃衛生課

- a 行政財産使用料の収入において、調定すべき時期に事務処理が行われていないものが一部見受けられたことから、使用料に係る納付の時期を見直し、適切な収入事務を行われたい。

- b 支出事務において、歳出の会計年度所属区分の理解が不十分なものが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行わみたい。
- カ ごみ広域処理推進課
  - a 弁護士委任契約については、債務負担行為として措置すべき場合もあることから、業務の工程等について精査の上、適切に対応されたい。
- ・農業委員会事務局
  - ア 農業委員会事務局
    - a 農業委員会の会議の公開手続について、事務処理の一部に遅延が見受けられたことから、適正な事務処理を行わみたい。

## 2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 法令や条例、規則等に基づいた事務執行は、行政運営の基本であり、関係例規等の整備は大変重要である。所管の例規等の一部において、現在の事務事業の運用と異なるものなど、必要な改廃手続が行われていないものが見受けられた。所管の例規等を改めて点検され、必要な手続を遅滞なく行い、適切な事務がなされるよう図られたい。
- (2) 旧公衆浴場等の建物収去等費用の債権管理について、改めて経過の詳細を確認するとともに、これまでの市の対応を関係法令の各規定等に基づいて検証されたい。そして、早期の終結処理に向け、計画的にその手続を進められたい。

## 3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。